

ライセンサー保護の在り方について

平成 1 9 年 1 月

産業構造審議会知的財産政策部会

流通・流動化小委員会

はじめに

他社の知的財産権の活用方法として我が国のみならず先進国各国で広く用いられているものが、知的財産権の実施許諾（ライセンス）である。ライセンスを受けることにより、他人の知的財産権を実施することが可能になるため、企業間において、ライセンスは他社の知的財産権の有効な活用方法の一つとして、重要性が増大している。

特に、製品開発・製造に多くの特許権又は実用新案権が関係する産業では、もはや1社で上流の開発レベル（基礎研究）から下流の最終製品までの開発を全て自前の技術でまかなうことは現実的に不可能であり、開発時間やコスト等からも効率的とは言い難い。このような産業においては、第三者の特許発明又は登録実用新案のライセンスを受けることは、開発時間を短縮し、自らの開発力をコア製品へ集中することを可能にするものであり、企業が安心して研究開発活動を行うために必要不可欠な重要な役割を担っている。

したがって、ライセンスの対象となった特許発明又は登録実用新案を活用した実施事業を安心して継続できる制度を用意することは、特許権又は実用新案権の活用の制度的インフラ整備として重要な意義を有している。また、ライセンス契約に基づく研究開発及び事業展開の安全を確保する制度を整え、こうした研究開発や事業展開に伴うリスクを低減させ、革新的な製品がより一層生まれやすくなる環境を整備することは、企業の研究開発活動を促進させて我が国の国際競争力を維持・発展させるために必要不可欠な急務である。

こうした状況を踏まえ、産業構造審議会知的財産部会流通・流動化小委員会では、ライセンシー保護のための方策及びその制度設計について議論を行い、具体的な対応の方向性について取りまとめたものである。

・通常実施権の保護を巡る現状と課題

1．現行法における通常実施権の登録制度

特許権は、発明を業として実施することのできる独占的・排他的権利であり、実用新案権は業として登録実用新案を実施することができる独占的・排他的権利である。そして、第三者が、特許権者又は実用新案権者から許諾を受けて特許発明又は登録実用新案を業として実施する権利を実施権という。実施権には、独占的に特許発明を実施する権利である専用実施権（特許法第77条第1項、実用新案法第18条第1項）と、非独占的排他的に特許発明又は登録実用新案を実施する権利である通常実施権¹（特許法第78条第1項、実用新案法第19条第1項）があり、実務的には、通常実施権は他者の特許権又は実用新案権を活用した事業活動の基盤として広く活用されている²（以下、通常実施権の許諾に関する契約を「ライセンス契約」、実施許諾者を「ライセンサー」、通常実施権者を「ライセンシー」という。）。

もっとも、通常実施権は、当事者の合意によって発生する債権的権利であり、そのままでは第三者に対して通常実施権を主張することはできない。このため、特許権、実用新案権又はこれらの専用実施権を取得した者等に通常実施権を主張できず、当該通常実施権を基盤とする事業活動が特許権又は実用新案権に基づく差止請求によって停止に追い込まれる危険がある。また、ライセンサーの倒産時には、管財人は対抗要件を具備していない権利に関する双方未履行の双務契約を解除することができるため（破産法第53条第1項、同第56条第1項）、通常実施権に対抗力がない場合には、ライセンス契約を解除され、事業活動が継続できなくなる危険がある。

そこで、特許法及び実用新案法は、通常実施権を登録した場合には、その後に特許権又は実用新案権を取得した者等に対して通常実施権を主張できることとして、通常実施権の対抗要件制度を設け、契約当事者以外の第三者に対する通常実施権の保護を図っている（特許法第99条第1項、実用新案法第19条第3項）。

現行登録制度では、通常実施権の対象特許権又は実用新案権の特許番号又は実用新案登録番号と通常実施権の内容を特定して特許原簿又は実用新案原簿に登録し（特許法第27条第1項第2号、実用新案法第49条第1項第2号）、特許原簿又は実用新案原簿は何人にも開示されるため全ての登録内容は一般に開示されることになる（特許法第186条第1項、実用新案法第55条）。

2．通常実施権の現状と課題

通常実施権許諾の実態をみると、産業界では、特定の製品等に関する特許権又は実用新案権について、特許権又は実用新案権の特許番号又は実用新案登録番号

¹ 通常実施権は、特許発明又は登録実用新案を業として実施することにより、特許権者又は実用新案権者から差止・損害賠償請求を受けることがない権原、すなわち特許権者又は実用新案権者に対し権利行使をさせない不作為請求権であると考えられている。

² ライセンス契約に関する調査結果（特許行政年次報告書 2006年版、平成17年度知的財産活動調査報告書）によれば、平成16年の権利移転数8,386件であり、実施許諾数は、108,103件と推計されている。

を特定することなく包括的に実施許諾をするいわゆる「包括的ライセンス契約」が多数行われている。また、包括的ライセンス契約には、事業の将来に係わる重要な研究開発に係るものがあるため、当事者間における秘密保持が特約として設けられているものが多い。

このように包括的ライセンス契約で設定された通常実施権は、特許番号又は実用新案登録番号によらず通常実施権の許諾対象となる特許権や実用新案権を特定しており、また、その内容について秘密保持がかけられていることが多いことから、許諾対象となる特許権又は実用新案権の特許番号又は実用新案登録番号の特定と、登録内容の開示が必要な現行登録制度に登録することが困難であり、対抗要件を具備できない状況にある³。このため、ライセンシーは、通常実施権の許諾対象となった特許権又は実用新案権が第三者に移転された場合や、ライセンサーが倒産した場合に、当該特許権に基づく差止請求を受ける危険を抱えながら実施事業を継続することを余儀なくされている。実際、事業譲渡や倒産による特許権の移転が増えるにしたがい⁴、実施権を巡る企業間のトラブルが懸念されるところであり、産業界で多数行われている包括的ライセンス契約で設定された通常実施権を保護する制度が早急に必要であると考えられる。

³ 特許庁における実施権の年間登録件数（2005年度）は、特許権自体の登録件数が122,924件であるのに対して、通常実施権では305件。「知的財産の管理・活用に関するアンケート（平成17年 財団法人知的財産研究所）」によれば、通常実施権を登録しない理由として、「ライセンス契約の内容を秘密にしたい」（53.7%）、「登録料が高額である」（13.4%）、「ライセンス契約の内容を特許番号により特定していない」（9.4%）等が指摘されている。

⁴ 特許行政年次報告書 2006年版によれば、特許権の移転件数は過去10年で約4倍に増えている。

・ライセンサー保護の方向性についての検討

1．破産法解釈による対応についての検討⁵

平成16年改正前の破産法第59条においては、管財人は双方未履行の双務契約を解除することができることとされており、特許権又は実用新案権のライセンス契約も双方未履行の双務契約であって管財人の解除権が及ぶと考えられていた。

しかし、平成16年改正によって、第三者対抗要件を備えた使用収益権に関する双方未履行の双務契約は、管財人の解除権が制限されることとなった（破産法第56条第1項）。そして、同改正に先立つ「破産法等の見直しに関する要綱」（平成15年9月10日 法制審議会総会決定）では、特許権又は実用新案権の通常実施権を設定するライセンス契約についても、ライセンサーの破産時には、管財人の解除権の制限が及ぶことが明記されている。

したがって、同法改正により、ライセンサーの倒産時の特許権又は実用新案権のライセンス契約の保護は、通常実施権の対抗要件制度の在り方に委ねられることとなった。

他方、上記のような破産法改正の経緯にもかかわらず、我が国の契約慣行上、権利移転時には取引当事者間の信頼関係や契約上の手当てにより対応が進んできており、本問題についてリスクの大きい破産時についても破産管財人の解除権の内在的制約についての解釈によって本問題を解決していけるのではないかと指摘がある。

確かに、平成16年改正前の破産法第59条に定める破産管財人の解除権について、最高裁は、契約を解除することによって相手方に著しく不公平な状況が生じるような場合には破産管財人は解除権を行使することはできない旨判示している（最判平成12年2月29日）。

しかし、第三者対抗力の具備によって使用収益権に関する双方未履行の双務契約の保護が可能になった平成16年改正後においても、この最高裁の法理が改正前と同様に適用されるか否かは明らかではない。また、仮に適用されるとしても契約の解除によって著しく不公平な状況が生じるといえるか否かは最終的には裁判所の判断に委ねられるため、企業にとっては予見可能性を欠くことになる。

したがって、最高裁の法理が適用されて破産管財人の解除権が制約される可能性があるとしても、別途ライセンサー保護の仕組みを整備する必要があるものと考えられる。

2．ライセンス契約が当然保護される法制の導入についての検討

アメリカでは、特許権のライセンス契約は第三者(譲受人等)との間で効力を認められるために、登録を必要としない。さらに、アメリカ破産法では、特許権のライセンス契約のライセンサーが破産した場合、管財人は当該契約を有効に保持するか、又は契約を終了するかを選択することができるが、後者を選択した場合、ライセンサーは、損害賠償を請求するか、又は契約期間ライセンスに基づく権利を保持するかを選択することができることを定めている。このように、アメリカ

⁵ 以下の破産手続に関する議論は全て民事再生手続、会社更生手続についても妥当する。

では、ライセンサーが倒産した場合について、ライセンシーの立場が保護される制度が用意されている。

そして、産業界には、アメリカと同様に、ライセンシーの立場が当然に保護される制度を導入することが望ましいとの意見もある。

確かにこのような制度は、登録等の手続が不要で簡便であること、我が国産業と関係の深いアメリカの制度との親和性もあることから、実務的にも望ましく、十分に検討に値する制度である。また、通常実施権が非排他的利用権であることや、我が国の特許権や実用新案権の取引実務においても、事前にライセンス契約の存在について弁護士・弁理士等による法的監査（デューデリジェンス）が実施され、権利の瑕疵等のリスクは表明保証条項⁶や解除条項等の契約上の手当で処理する実務があることからすれば、アメリカのようにライセンシーの立場が当然に保護される制度を導入する基盤は我が国においても既に整っているとの指摘には一定の合理性が認められる。したがって、我が国においても、ライセンス契約が当然に保護される制度を、手続コストなどの社会全体のコストを削減し、かつ実務に適合した安定的な制度として構築できる可能性はある。

しかしながら、「売買は賃貸借を破る」という我が国の民法の原則との関係で、債権に過ぎない通常実施権が特許権の移転などの物権変動に優先して当然に保護される制度を導入することの妥当性について、法律専門家や実務家等の間で十分にコンセンサスが得られているとはいえない。したがって、現時点で当然保護制度を直ちに導入することは適切でない。

そこで、当然保護制度の導入については、特許権や実用新案権の流通やライセンスの状況、登録制度の運用状況、特許権取引に際しての契約実務等を考慮しつつ、引き続き検討する。

3．新たな登録制度の創設

我が国の特許法又は実用新案法においては、ライセンシーの保護は登録による対抗要件制度によることとしている。したがって、登録制度とは異なる新たなライセンシー保護制度の導入よりも、新たな登録制度の可能性を検討することが現行法体系とはなじみやすい。

通常実施権は、特許原簿又は実用新案原簿への登録が効力発生要件となる特許権、実用新案権又は専用実施権と異なり、特許権者又は実用新案権者の許諾によって効力が発生する権利である。したがって、当事者間において許諾対象となる権利が特定されているのであれば特許番号又は実用新案登録番号以外の方法によって特定して通常実施権を登録することは可能であると考えられる。さらに、登録制度における公示は必ずしも全ての登録内容を一般的に開示を要求するものではなく、利害関係を有する第三者が通常取引過程において対抗される権利内容を知る機会が設けられている制度であれば公示制度として機能しうる。

このように考えると、許諾対象特許権又は実用新案権の特許番号又は実用新案登録番号の特定と全ての登録内容の開示は通常実施権の登録制度において必須

⁶ ライセンサーが提供した情報が真実であることや、他社の権利侵害をしていないことなどを契約上で表明し、保証する条項を設けること。

ではないと考えられる。ライセンシー保護のための登録制度の在り方について慎重な検討を要するとの意見もあるが、今後の方向性としては、包括的ライセンス契約による通常実施権の保護に関する実務上のニーズに対応すべく、各般の意見を踏まえつつ、許諾対象特許権又は実用新案権の特許番号又は実用新案登録番号の特定と登録内容の公示を緩和した新たな登録制度の創設を検討すべきである。

．新たな通常実施権の登録制度案

1．登録の概要

特許権又は実用新案権のライセンサー及びライセンシーは、包括的ライセンス契約で設定された通常実施権を、国に備えられた新たな登録簿に登録することができることとすることが適当と考えられる。ここで、包括的ライセンス契約とは、許諾対象となる特許権や実用新案権を特許番号又は実用新案登録番号以外の方法によって特定して通常実施権を許諾する契約であり、特定の製品の製造・販売等に必要な全ての特許権又は実用新案権についてその製品に関する製造・販売等の実施行為を許諾する契約などがこれにあたる。新たな登録簿へ通常実施権を登録する場合、許諾の対象となる特許権又は実用新案権の特定方法は、特許番号又は実用新案登録番号以外の特定方法によることを可能とすることが適切と考えられる。

2．登録の対象となる権利

登録の対象となるのは、包括的ライセンス契約によって許諾された特許権又は実用新案権の通常実施権とすることが適当と考えられる。包括的ライセンス契約において、登録後に発生する特許権又は実用新案権も含めて許諾対象としていた場合には、当該特許権又は実用新案権の通常実施権も登録の対象に含まれると考えられる（この場合の登録の効果については、4．参照）。

3．登録対象の特定方法

通常実施権が対抗力を有するためには、登録時に通常実施権の内容が特定されていること、すなわち、対象となる特許権又は実用新案権と許諾された通常実施権の設定範囲が特定されていることが必要である。そこで、登録の際に、通常実施権の特定に必要な事項を記載することが考えられる。例えば、特定の製品の製造・販売等に関する包括的ライセンス契約によって許諾された通常実施権を登録する際に、当該特定の製品などの通常実施権の内容が特定される事項を必要的記載事項とすることなどが考えられる。

4．登録の効果

新たな登録簿に登録された通常実施権は、その後に当該特許権又は実用新案権を取得した第三者に対して、登録された通常実施権の範囲内で対抗力を具備する（特許法第99条第1項と同様の効力を有する）。また、登録後に発生した特許権又は実用新案権の通常実施権についても、登録対象に含まれている限りにおいて、その発生後の第三者に対して、対抗力を具備すると考えられる。

なお、現行登録制度に通常実施権の登録した場合には、ライセンシーは、無効審判の通知（特許法第123条第4項、実用新案法第37条第4項）等の第三者対抗力以外の効果も享受できるが⁷、新たな登録ファイルへ登録した場合には、こ

⁷ このほかに、延長登録出願の拒絶（特許法第67条の3）、不実施裁定実施権の裁定の請求書の副本の送達（特許法第84条、実用新案法第21条第3項）、不実施裁定実施権の裁定の謄本の送達（特許法第87条、実用新案法第21条第3項）、延長登録無効事由（特許法第125条の2第1項第2号）がある。

これらの効果は発生しないこととすることが適当と考えられる。ただし、中用権(特許法第80条第1項第3号、実用新案法第20条第1項第3号)は、ライセンシーの責によらない特許権の無効によって被る不利益から保護する制度であり、現行登録制度に登録した通常実施権と、新たな登録簿に登録した通常実施権とで変わりはないため、新しい登録簿に登録した通常実施権についても中用権が成立するとすることが適当と考えられる。

5. 登録事項の開示制度

通常実施権の内容及びライセンシー名は、事業戦略や営業秘密に関わる重要な情報であって非開示とすることのニーズがある。一方、本制度が登録により権利を公示する対抗要件制度である以上は、許諾対象特許権又は実用新案権の取得等によりライセンシーと対抗関係に立つ第三者等には、対抗される通常実施権の内容を知る機会が設けられている必要がある。他方、権利を譲り受けようとする者のように、未だ対抗関係にない第三者は、取引の際にライセンサーに確認して通常実施権の内容を調査する機会を設けられていれば足りると考えられる。

そこで、ライセンシー名と通常実施権の内容を除いた事項(ライセンサー名や登録日、登録番号等)は何人にも開示されることとし、登録事項の全部は登録当事者とライセンシーと対抗関係に立つ第三者等の一定の利害関係人にのみ開示されるという考え方を基本として制度を構築することが適当と考えられる。

(1) 一般開示事項

ライセンシー名及び通常実施権の内容に関する登録事項は開示されないことが適当と考えられる。一方、その他の登録事項は開示されることから、何人も、ライセンサー名、当該ライセンサーが新たな登録ファイルに登録している件数等についての情報は国から開示を受けられることが適当と考えられる。

登録当事者たるライセンサーとライセンシーには登録内容は開示されるため、特許権又は実用新案権を譲り受けようとする者は、ライセンサーに、譲り受けようとする特許権又は実用新案権に関する通常実施権が登録されているかを直接確認した上で、取引を行うことができる。

(2) 特許権又は実用新案権の譲受人に開示される事項

ライセンサーから特許権又は実用新案権を譲り受けた者は、取得後には、譲渡人(ライセンサー)の登録について、国からライセンシー名の開示を受けられることが適当と考えられる。

当該譲受人は、ライセンシー名を確認し、譲り受けた権利に関する通常実施権が登録に含まれるか否かを、ライセンシーに直接確認することができる。なお、登録に含まれていた場合には、譲受人とライセンシーは対抗関係に立ち、譲受人は当該通常実施権を対抗される。

(3) ライセンシーと対抗関係に立つ第三者に開示される事項

ライセンシーと対抗関係に立つ第三者は、一定の手続きをとれば、対抗さ

れる通常実施権の内容に関する登録された情報について国から開示を受けられるようにすることが適当と考えられる。

ライセンサーが、特許番号又は実用新案登録番号を特定して特定の特許権又は実用新案権の通常実施権が登録の対象外であることを登録した場合には、当該特許権又は実用新案権をライセンサーから譲り受けた者がライセンサーと対抗関係に立たないことは明らかになるため、第三者は、通常実施権の内容に関する登録された情報について国から開示を受けることはできないこととするのが適当と考えられる。

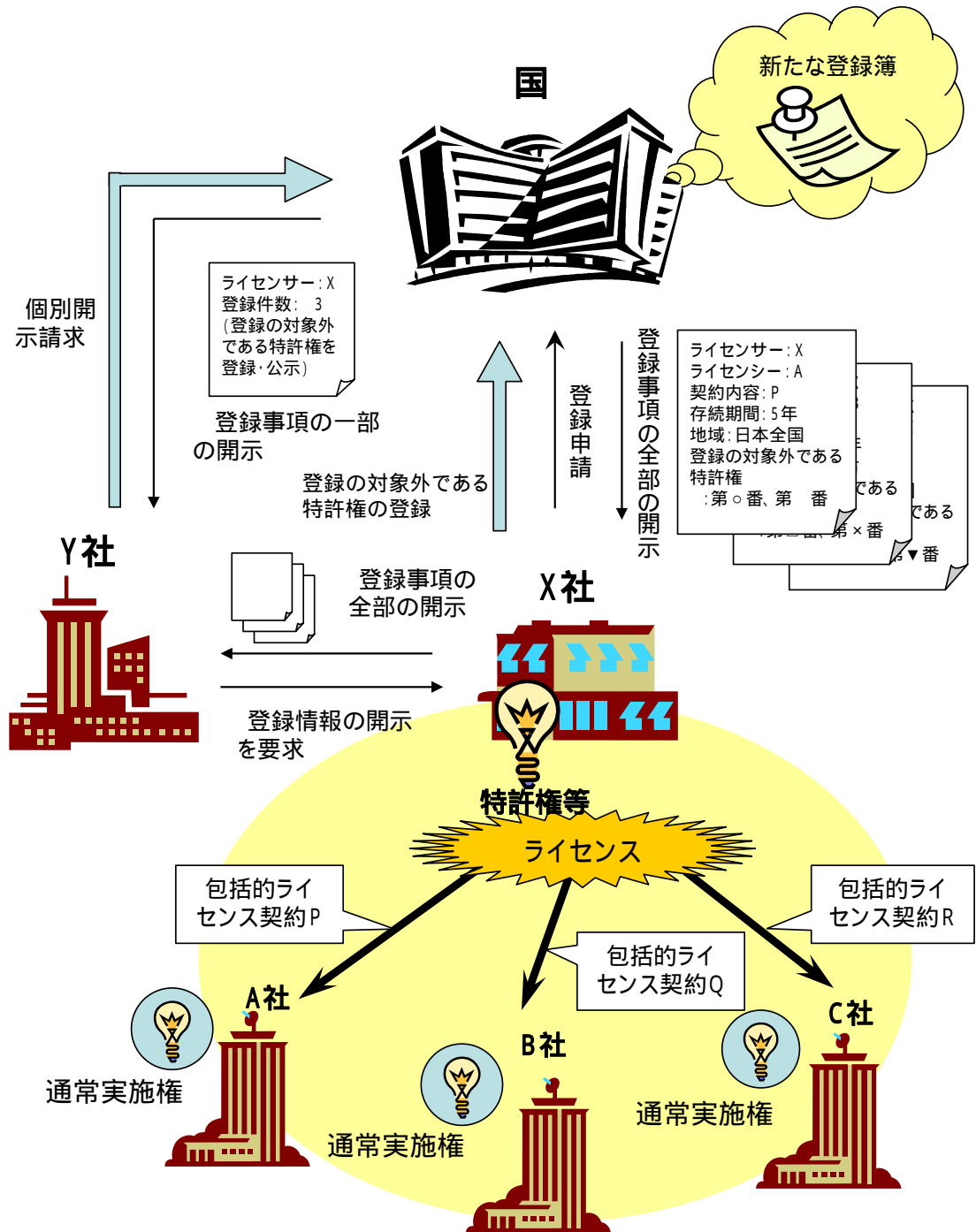
なお、本制度のように登録事項の開示を制限すると、特許権又は実用新案権を取得しようとする第三者は開示事項を確認しただけでは通常実施権の内容を識別できないため、対抗力具備のための公示制度として不十分なのではないかとの指摘がある。

対抗力具備のための公示制度としては、なるべく多くの情報が開示されていることが望ましい一方で、登録内容を秘密にしたいニーズがある場合に、公示機能を果たす範囲内で一般開示事項に一定の制限を課すことも可能である。

すなわち、公示制度では、何人にも権利内容が開示されている必要はなく、権利の内容について判断ができる程度に特定された客観的識別可能性のある事項が、通常想定される取引過程及び第三者において認識できるようになっていれば足りると考えられる。したがって、通常の取引過程で登録内容が明らかになることが期待できる場合には、一般開示される事項は、取引に際して登録内容を知るための端緒であれば足りると考えられる。

今般の制度では、ライセンサー名及び登録件数を一般に開示し、ライセンサーを通じて登録内容を確認できる端緒を公示している。さらに、開示内容の真正を担保するために登録事項を国が開示する仕組みを設け、ライセンサーの自発的な開示を促すために譲受人の事後的な開示請求を設けている。そして、特許権や実用新案権は権利無効や他者の権利を侵害しているリスクを内在していることから、取引実務においては権利内容に関して弁護士・弁理士等の専門家による法的監査（デューデリジェンス）が行われることが一般的であることが指摘されている。また、ライセンサーは、登録事項を開示しなければ、適正な対価交渉ができないし、事後的に担保責任（民法第566条、同第570条等）や契約上の責任を追及される可能性がある。このような開示制度を設けることにより、取引過程での通常想定される実務上の合理的な行動として、ライセンサーは取引相手に対して任意に登録事項を開示することが期待できるから、本制度は、公示制度として十分機能するものと考えられる。

新たな登録制度のイメージ



参考 1 通常実施権の登録制度の現状について

1 . 登録した特許権の変動に関する統計 ¹

	2001 年	2002 年	2003 年	2004 年	2005 年
登録件数	121,742	120,018	122,511	124,192	122,924
権利の移転 (相続・合併以外)	7,689	8,985	9,270	8,386	10,847
他社への 実施許諾数 ²	160,550	81,082	105,246	108,103	
専用実施権の登録	205	164	200	158	160
通常実施権の登録 ³	273	169	204	227	305
処分の制限の登録 ⁴	186	83	78	52	59

1 「他社への実施許諾数」は、知的財産活動調査報告書の全体推計データより。その他は特許行政年次報告書 2006 年版より。本データは個人による権利変動を含む。

2 「他社への実施許諾数」のみ、各年終了時点の総計

3 2006 年 12 月現在の通常実施権の総登録件数は、約 2100 件（特許庁データより抽出）

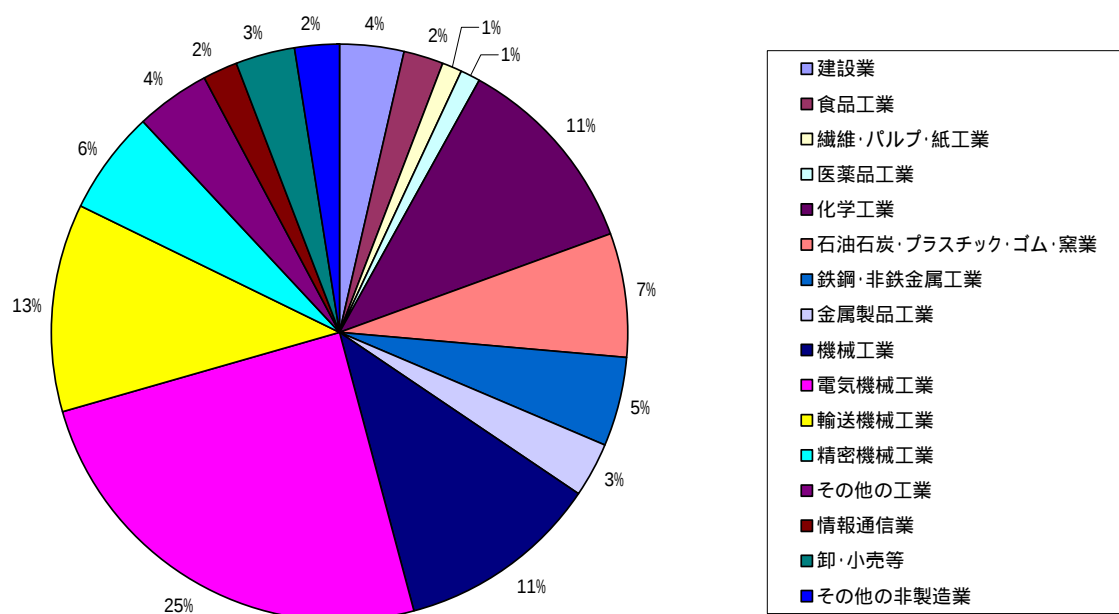
4 処分の制限とは、差押、仮差押、仮処分等をいう。なお、登録の抹消も 1 件と数える。

2 . 業種別特許権の他社への特許権の実施許諾数

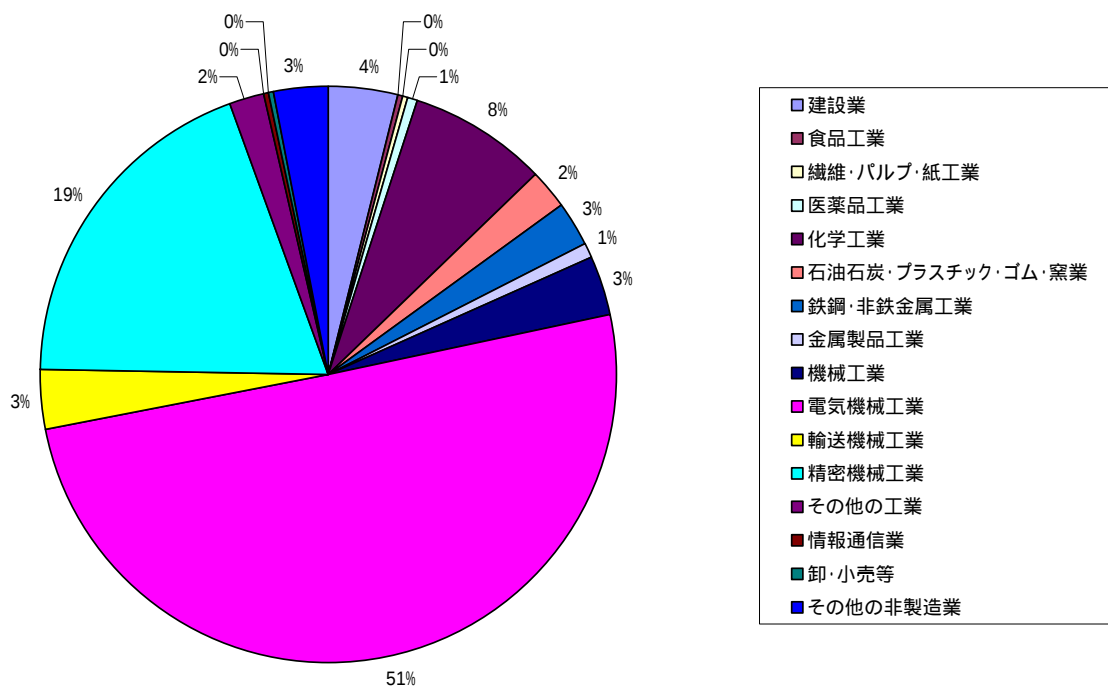
業種	対象数	権利所有数	他社への実 施許諾数	うちクロスラ イセンス	うち有償(ク ロスライセン スを含まず)
全体	46,891	843,552	102,794	71,730	28,004
建設業	3,005	31,230	3,934	133	2,750
食品工業	2,747	17,721	423	72	238
繊維・パルプ・紙工業	1,501	9,933	125	9	114
医薬品工業	397	8,282	538	8	525
化学工業	1,255	96,213	8,022	3,817	3,990
石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	2,229	59,054	2,252	709	1,452
鉄鋼・非鉄金属工業	462	42,555	2,788	613	1,998
金属製品工業	1,726	26,530	712	164	474
機械工業	3,064	96,200	3,461	1,304	1,561
電気機械工業	2,615	206,427	51,738	43,376	6,181
輸送機械工業	896	99,297	3,416	1,146	2,349
精密機械工業	925	50,220	19,623	18,301	3,785
その他の工業	2,179	33,749	1,986	1,160	302
情報通信業	2,928	17,314	219	0	143
卸・小売等	12,794	28,016	275	0	275
その他の非製造業	8,168	20,811	3,282	918	1,867

平成 17 年知的財産活動調査報告書より抜粋。なお、本データは、本調査で回収した標本に基づき日本全体の数値を推計したデータであり、個人への実施許諾を除いたものである。

< 図 2 - 1 業種別特許権所有数の割合 >



< 図 2 - 2 業種別他社への特許権の実施許諾数の割合 >



3. 特許権の移転状況（特許庁調べ）

2006 年 10 月現在、権利が存続している特許権うち、一度でも移転（相続・合併を除く。）があった件数

総移転回数	34956 回 -
特許権単位	31344 件 -
うち、移転が1回	28042 件
2回	3026 件
3回	254 件
4回	13 件
5回	6 件
6回	3 件
移転が一度でもあった特許権数を母数とした、1特許権あたりの平均移転回数(/)	
	1.11 回
2回以上移転した件数	3302 件
2回以上移転する割合	10.5 %

○ 2005 年の現存特許件数：1,123,055 件（特許行政年次報告書 2006 年版より）

○ 移転が一度も行われていない特許権も含め、特許権あたりの平均移転回数

$$34,956 \div 1,123,055 = 0.031 \text{ 回}$$

4. 企業のライセンス契約に関する調査結果

- ・「知的財産の流通・流動化に係る制度的諸問題の調査研究」（平成 17 年（財）知的財産研究所）（抄）
- ・調査実施時より過去 1 年間に、特許 5 件以上、実用新案 4 件以上、意匠 6 件以上又は商標 15 件以上出願している企業・法人、計 4982 社を対象。
- ・アンケート回答企業・法人 1245 社（回収率 25.2%）
- ・エレクトロニクス産業（電子機械器具、情報通信機械器具、電子部品デバイス）221 社（以下のアンケート結果では【】で表示）

（1）知的財産の活用方法（複数回答可）

	件数	%
自己実施	1132 【214】	92.2 【96.8】
他社へのライセンス	613 【98】	49.9 【44】
知的財産の譲渡等による資金調達	78 【13】	6.4 【5.8】
知的財産の信託による資金調達	4 【2】	0.3 【1】
権利侵害に対する権利行使	487 【96】	39.7 【43.4】
その他	27 【8】	2.2 【3.6】
無回答	15 【2】	-
全回答	1243 【221】	1228

(2) 知的財産のライセンス契約を締結した経験 (複数回答可)

	件数	%
ライセンス・アウトの契約を結んだことがある	716 【125】	58.8 【56.5】
ライセンス・インの契約を結んだことがある	726 【150】	59.6 【67.8】
クロスライセンスの契約を結んだことがある	285 【68】	23.4 【30.7】
包括的ライセンス・アウトの契約を結んだことがある	92 【28】	7.6 【12.6】
包括的ライセンス・インの契約を結んだことがある	97 【39】	8.0 【17.6】
包括的クロスライセンス契約を結んだことがある	96 【44】	7.9 【19.9】
ライセンス契約を結んだことがない	257 【41】	21.1 【18.5】
無回答	25 【4】	2.1 【1.8】
非該当	0	-
サンプル数 (% ベース)	1218	100

(3) 通常実施権を登録しない理由

	件数	%
登録料が高額である	82	13.4
ライセンス契約を秘密にしておきたい	327	53.3
特許番号を特定していないため登録できない	58	9.4
ライセンサーが登録に協力してくれない	20	3.3
その他	193	31.4
無回答	24	4.2
回答数	614	614

(4) ライセンス契約と第三者対抗要件に関する問題意識 (複数回答可)

	件数	%
ライセンサー破産時に破産法によって解除される	255	20.5
対象知的財産譲渡時ライセンシーは保護されない	247	19.9
当該通常実施権を登録しなければならない	223	17.9
通常実施権の登録費用が高額である	105	8.4
通常実施権登録時の特定登録は困難	120	9.7
その他	25	2
無回答	834	67.1
非該当	0	-
サンプル数 (% ベース)	1243	100

参考2 諸外国のライセンサー保護制度

1. 権利移転時

(1) ドイツ <当然保護>

ライセンサーは第三者にライセンスを契約の範囲内で主張できる。

ライセンス契約は口頭によるものであってもよく、登録等の特別の対抗要件制度はなく、ライセンスの登録も不要である。譲受人がライセンス契約の存在について認識していない場合であっても主張できる。

ライセンサーと譲受人との関係では、ライセンサーは許諾された権利についてライセンス契約の範囲で行使し続けることができるという抗弁権を取得すると解されており、譲受人はライセンス契約に従って発明などの実施を行っているライセンサーに対して実施の禁止を求めることは許されない。

(2) アメリカ <当然保護>

ライセンサーは第三者にライセンスを契約の範囲内で主張できる。

ライセンス契約は口頭によるものであってもよく、登録等の特別の対抗要件制度はなく、ライセンスの登録も不要である。譲受人がライセンス契約の存在について認識していない場合であっても主張できる。

譲受人は権利者によって予め許諾されたライセンスの制約のある権利を譲り受けることが裁判例上認められている。譲受人は、ライセンス契約の存否については、自らのリスクで、自らが調査しなければならない。

ライセンス契約の対象たる知的財産の譲渡は、当然にライセンス契約の譲渡を伴うものではなく、ライセンス契約は引き続きライセンサーの権利と義務の範囲を規律する。ライセンサーは、譲受人に対して権利を譲渡した後も、ライセンス契約によって拘束され続け、ライセンス契約に基づくライセンサーに対する特定履行義務についても、かかる義務が譲渡可能であり、ライセンサーがその譲渡に同意し、譲受人が当該義務を引き受けない限り、義務を負担し続けなければならない。

(3) イングランド <登録又は譲受人の認識を基準として保護>

ライセンサーはライセンスを登録した場合、または、譲受人がライセンスを認識している場合に、ライセンスを主張できる。

ライセンス契約は口頭によるものであってもよく、譲受人がライセンス契約の存在について認識している場合には、ライセンスの登録は不要である。ライセンスについて登録がなされている場合には譲受人の認識があるものとみなされる。

譲受人がライセンス契約の全ての内容を知らない場合であっても、契約が存在するという事実を知っている限り、ライセンサーは契約の如何なる内容についても譲受人に対して主張することができる。

(4) フランス <登録又は譲受人の認識を基準として保護>

ライセンサーはライセンスを登録した場合、または、譲受人がライセンスを

認識している場合に、ライセンスを主張できる。

ライセンス契約は書面によって締結しなければ無効となり、ライセンスを国家工業所有権庁に保管する国家特許登録簿に登録しなければ、譲受人にライセンスを主張できない。ただし、譲受人がライセンス契約の存在について認識している場合には、ライセンスの登録なくして譲受人にライセンスを主張できる。

ライセンシーは、譲受人に対し、ライセンス期間及びライセンス料を含むライセンス契約の全条項を遵守するように主張できると考えられている。

2. 破産時

(1) ドイツ <解除可能>

破産管財人等は双方未履行の契約を終了させることができる。ライセンサーの破産の場合、ライセンス契約については契約期間満了までは完全な履行がないものとされており、破産管財人等はライセンス契約を解除することができる。

破産管財人はライセンス契約を解除せずに、ライセンスに供している知的財産権を譲渡することは可能であり、その場合には通常の特許譲渡と同様に扱われライセンシーは保護される。

(2) アメリカ <禁止権の不行使が認められる>

ライセンサーの破産時には、破産管財人はライセンス契約の履行又は拒絶を選択でき、破産管財人がライセンス契約の履行を拒絶し、且つライセンシーがこれに同意しない場合、ライセンサーの義務のうち、権利の不行使という不作為義務については契約期間の範囲内において存続するが、それに付随する特定履行義務は消滅し、一方ライセンシーは引き続き実施料支払い義務を負う。

破産管財人はライセンス契約を解除せずに、ライセンスに供している知的財産権を譲渡することは可能であり、その場合には通常の特許譲渡と同様に扱われライセンシーは保護される。

(3) イングランド <権利放棄できるが、放棄時には保護>

破産管財人は義務負担付き財産を放棄する権限を有しており、ライセンス契約付知的財産権は、その契約条件次第では義務負担付財産ともなり得るので、これを放棄できる場合がある。ライセンス契約付知的財産権が放棄されると、ライセンサーはライセンスに関するあらゆる負担と責任から解放されるが、ライセンシーの権利と義務は依然として有効とされ、ライセンシーはライセンスの対象である知的財産を引き続き使用することができる。また、ライセンス契約付知的財産権が放棄された場合に、ライセンシーが当該知的財産権を取得することを裁判所に対して申し立てることも可能である。

破産管財人はライセンス契約を解除せずに、ライセンスに供している知的財産権を譲渡することは可能であり、その場合には通常の特許譲渡と同様に扱われライセンシーは登録又は譲受人の認識を基準として保護される。

(4) フランス <解除可能>

ライセンサーの破産時には、破産管財人は、ライセンス契約を含む既存の契

約を履行又は解除することができる。破産管財人が契約の継続を選択した場合、ライセンサーおよびライセンシーは契約に拘束され履行義務を負う。破産管財人が契約の継続を選択しない場合、ライセンスは終了し、ライセンシーとしてはライセンサーに対して契約終了に基づく損害賠償を請求することになる。

破産管財人はライセンス契約を解除せずに、ライセンスに供している知的財産権を譲渡することは可能であり、その場合には通常の特許譲渡と同様に扱われライセンシーは登録又は譲受人の認識を基準として保護される。